

平成26年度 第2回 明石市特別職報酬等審議会

追 加 資 料

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 均衡の原則について | 1頁 |
| 2 | 県下29市 ラスパイレス指数順位一覧 | 2頁 |
| 3 | 本市における地域手当の支給率について | 3頁 |
| 4 | 都道府県別退職手当組合の特別職等の退職手当支給割合一覧
(平成26年4月1日現在) | 4頁 |

均衡の原則について

1 根拠規定

地方公務員法第24条第3項

「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」

2 規定の解釈

この均衡の原則に基づき、地方公務員の給与は「国に準ずる」ことが基本とされる。これは、国家公務員の給与の決定にあたり、民間事業の従事者の給与や生計費が十分に考慮されているため、国家公務員の給与に準じて給与決定をすることがこの均衡の原則の趣旨に最も合致すると考えられるからである。また、国家公務員も地方公務員もひとしく公務に従事する者であり、その給与の財源が租税で賄われていることなどからも、その妥当性を肯定できる。

『地方公務員関係法令実務辞典』

3 人事院勧告制度の概要

(1) 調査範囲

全産業の企業規模50人以上の全国の民間企業55,047事業所の給与実態を調査する。

(2) 調査結果

企業規模500人以上の課長級の平均給与月額 643,350円

(注) 上記平均給与月額は、国において、均衡の原則に基づき、行政職給料表(一)7級及び8級職員の給与月額に対応する給与月額として取り扱われております。

(3) 明石市における部長級職員(行政職給料表8級職員)の給与月額 635,691円(平成30年度見込み、第1回資料P6参照)

県下29市 ラスパイレス指数順位一覧

順位	平成25年度	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.3
2	伊丹市	103.8
3	西宮市	103.0
4	三田市	102.6
5	神戸市	101.9
6	明石市	101.8
7	川西市	101.8
8	姫路市	101.6
9	宝塚市	101.6
10	加古川市	100.9
11	小野市	100.8
12	洲本市	99.6
13	加西市	98.8
14	相生市	98.7
15	高砂市	98.4
16	たつの市	98.3
17	尼崎市	98.2
18	西脇市	98.0
19	加東市	97.9
20	赤穂市	97.9
21	淡路市	97.4
22	宍粟市	97.3
23	南あわじ市	97.2
24	朝来市	96.3
25	丹波市	95.8
26	豊岡市	95.1
27	養父市	94.4
28	篠山市	93.7
29	三木市	93.2

順位	平成26年度	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.8
2	明石市	101.8
3	西宮市	101.7
4	姫路市	101.7
5	神戸市	101.5
6	伊丹市	101.4
7	小野市	101.3
8	加古川市	101.0
9	三田市	100.8
10	洲本市	100.1
11	川西市	99.9
12	加西市	99.6
13	三木市	99.4
14	宝塚市	99.1
15	相生市	99.0
16	高砂市	98.9
17	たつの市	98.6
18	加東市	98.4
19	西脇市	98.0
20	尼崎市	97.9
21	宍粟市	97.7
22	淡路市	97.2
23	朝来市	97.1
24	赤穂市	97.0
25	南あわじ市	96.8
26	丹波市	96.2
27	養父市	95.2
28	豊岡市	94.7
29	篠山市	94.0

順位	平成27年度(見込み)	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.3
2	西宮市	102.1
3	姫路市	102.1
4	神戸市	101.9
5	伊丹市	101.8
6	小野市	101.7
7	加古川市	101.4
8	明石市	101.3
9	三田市	101.2
10	洲本市	100.5
11	川西市	100.3
12	加西市	100.0
13	三木市	99.8
14	宝塚市	99.5
15	相生市	99.4
16	高砂市	99.3
17	たつの市	99.0
18	加東市	98.8
19	西脇市	98.4
20	尼崎市	98.3
21	宍粟市	98.1
22	淡路市	97.6
23	朝来市	97.5
24	南あわじ市	97.2
25	赤穂市	97.0
26	丹波市	96.6
27	養父市	95.6
28	豊岡市	95.1
29	篠山市	94.4

本市における地域手当の支給率について

1 地域手当の趣旨

国の場合、国家公務員の給与について、全国共通の給料表月額を民間賃金水準の低い地域の水準にまで引き下げた後、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対し、地域の民間賃金水準を反映させるため、一定の率を加算する方式で支給されている手当である。

2 本市における地域手当の支給率

区 分		H23 以前	H24	H25	H26 (現行)	H27	H28	H29	H30 以降
国家 公務員	地域 指定 (注1)	3%	3%	3%	3%	6% (経過措置 で4%)	6% (経過措置 で4～ 5%)	6% (経過措置 で4～ 5%)	6%
	官署 指定 (注2)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
本市職員 (注3)		10%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.5%	7.5%

(注1) 地域指定とは、市町村別に人事院が定める支給率であり、これまで3%とされてきましたが、給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年度に6%となります。

(注2) 官署指定とは、国の官署ごとに人事院が定める支給率であり、本市市内にある国の8官署中、神戸市に隣接する東部地域にある7官署が、神戸市の支給率に準じて10%となっており、西部地域にある1官署のみが3%となっています。

(注3) 本市職員に適用する支給率については、平成23年度までは、官署指定の支給率に準じ、10%としてきましたが、平成24年度からは、市職員の勤務地に基づく按分方式により算出した7.5%とし、平成24年から毎年度0.5%ずつ引き下げています。

都道府県別退職手当組合の特別職等の退職手当支給割合一覧(平成26年4月1日現在)

都道府県	支給率									
	長	順位	副市町長	順位	教育長	順位	監査委員	順位	企業管理者	順位
兵 庫	0.41	38	0.25	20	0.185	38	-	-	0.185	36
北 海 道	0.427	18	0.27	7	0.237	2	0.218	1	0.218	15
青 森	0.455	8	0.265	10	0.225	5	0.205	6	0.225	10
岩 手	0.404	39	0.233	42	-	-	-	-	0.18	38
宮 城	0.44	11	0.26	12	0.21	11	0.21	2	0.21	19
秋 田	0.47	5	0.28	5	0.21	11	0.21	2	0.21	19
山 形	0.567	1	0.331	1	0.236	3	0.189	12	0.284	1
福 島	0.48	4	0.29	4	0.2	24	0.19	11	0.26	2
茨 城	0.458	7	0.258	16	0.2	24	0.2	7	0.258	4
栃 木	0.42	21	0.25	20	0.21	11	-	-	-	-
群 馬	0.433	14	0.25	20	0.225	5	-	-	0.225	10
埼 玉	0.403	40	0.242	39	0.23	4	0.196	10	0.23	9
千 葉	0.35	45	0.25	20	0.2	24	0.15	13	0.2	29
東 京	0.333	46	0.25	20	0.208	15	-	-	0.208	22
神 奈 川	0.375	42	0.25	20	0.2	24	-	-	0.2	29
山 梨	0.42	21	0.25	20	0.2	24	0.2	7	0.25	5
新 潟	0.44	11	0.26	12	0.2	24	0.2	7	0.2	29
富 山	0.417	23	0.233	42	0.175	43	-	-	0.175	40
石 川	0.493	3	0.26	12	0.218	8	-	-	0.218	15
福 井	0.45	9	0.27	7	0.18	42	-	-	0.18	38
長 野	0.425	19	0.254	19	0.19	37	-	-	0.19	35
岐 阜	0.417	23	0.25	20	0.2	24	-	-	0.2	29
静 岡	0.417	23	0.25	20	0.183	39	-	-	0.25	5
愛 知	0.414	37	0.248	36	0.202	23	-	-	0.166	41
三 重	0.416	36	0.25	20	0.183	39	-	-	-	-
滋 賀	0.43	17	0.26	12	0.2	24	-	-	0.26	2
京 都	0.442	10	0.263	11	0.225	5	-	-	0.225	10
奈 良	0.433	14	0.275	6	0.2	24	-	-	0.2	29
和 歌 山	0.433	14	0.258	16	0.208	15	-	-	0.208	22
鳥 取	0.417	23	0.233	42	0.183	39	-	-	0.183	37
島 根	0.375	42	0.225	45	0.173	44	-	-	0.203	28
岡 山	0.417	23	0.25	20	0.192	36	-	-	0.25	5
広 島	0.417	23	0.25	20	0.208	15	0.208	4	0.208	22
山 口	0.417	23	0.25	20	0.217	9	-	-	0.217	17
徳 島	0.435	13	0.258	16	0.2	24	-	-	0.215	18
香 川	0.365	44	0.22	46	0.165	45	-	-	0.22	14
愛 媛	0.46	6	0.27	7	0.2	24	-	-	-	-
高 知	0.417	23	0.25	20	0.208	15	-	-	0.208	22
福 岡	0.425	19	0.25	20	0.21	11	-	-	0.21	19
佐 賀	0.417	23	0.245	38	0.204	21	-	-	0.204	27
長 崎	0.5	2	0.3	2	0.208	15	-	-	-	-
熊 本	0.417	23	0.242	39	0.2	24	-	-	0.2	29
大 分	0.417	23	0.242	39	0.204	21	-	-	0.225	10
宮 崎	0.417	23	0.248	36	0.211	10	-	-	-	-
鹿 児 島	0.4	41	0.3	2	0.3	1	0.208	4	0.25	5
沖 縄	0.417	23	0.25	20	0.208	15	-	-	0.208	22
平 均 (兵庫県を除く)	0.426		0.257		0.206		0.199		0.216	